

国地契第150号  
平成18年3月31日

各地方整備局長 あて

官房長

指名停止等措置に係る苦情処理手続要領の制定について

指名停止等措置に係る苦情処理手続については、「公共工事に関する入札契約の適正化について」（平成17年11月2日中央建設業審議会入札契約の適正化に関する検討委員会）のⅡ.Ⅲ)3.(1)において、指名停止を苦情処理の対象に含めるよう指摘されたところであり、中央公共工事契約制度運用連絡協議会において平成18年2月14日付けで「指名停止等措置に係る苦情処理手続中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」が採択されたところである。

については、同モデルを受け、別紙のとおり「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」を定めたので、遺憾なきよう措置されたい。

## 別紙

### 指名停止等措置に係る苦情処理手続要領

#### (対象となる措置)

第1 本手続による苦情処理の対象となる措置は、次に掲げるものとする。

- 一 工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「措置要領」という。）の規定による指名停止（期間及び措置対象区域の変更を含む。以下単に「指名停止」という。）
- 二 措置要領の規定による警告又は注意の喚起（以下「警告等」という。）

#### (期間の計算)

第2 期間の計算については、民法（明治29年法律第89号）の期間に関する規定に従う。

- 2 期間の末日が、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日（第5第1項及び第11条第1項において「休日」という。）に当たるときは、期間は、その翌日に満了する。

#### (指名停止の理由の明示及び苦情申立てについての教示)

第3 部局長（措置要領第1第1項の部局長をいう。以下同じ。）は、措置要領第6第1項の規定による通知において、指名停止の理由を明らかにするものとする。

- 2 部局長は、指名停止又は警告等を行う場合には、当該指名停止又は警告等につき苦情申立をすることができる旨を教示するものとする。

#### (苦情申立て)

第4 指名停止又は警告等の措置を受けた者は、当該措置について、書面（次項及び第8において「申立書面」という。）により苦情を申し立てることができる。

- 2 申立書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 申立者の商号又は名称並びに住所
- 二 申立てに係る措置
- 三 申立ての趣旨及び理由
- 四 申立ての年月日

- 3 苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

- 一 指名停止 当該指名停止の期間内
- 二 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して2週間以内

#### (苦情申立てに対する回答)

第5 部局長は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に書面により回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

(苦情申立ての却下)

第6 部局長は、第4第3項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、書面によりその申立てを却下することができるものとする。

(再苦情申立てについての教示)

第7 部局長は、第5第1項の規定による回答又は第6の規定による却下をする場合には、第5第1項又は第6の書面に、再苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(苦情処理結果の公表)

第8 部局長は、第5第1項の規定による回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を速やかに公表するものとする。

(再苦情申立て)

第9 第5第1項の規定による回答又は第6の規定による却下に不服がある者は、書面により、部局長に対して再苦情申立てをすることができる。

2 再苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

一 指名停止 当該指名停止の期間内（第5第1項の規定による回答の翌日から当該指名停止の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、当該回答の翌日から起算して2週間以内）

二 警告等 第5第1項の規定による回答の翌日から起算して2週間以内

(入札監視委員会に対する審議依頼)

第10 部局長は、再苦情申立てがあったときは、速やかに入札監視委員会に審議を依頼するものとする。

(再苦情申立てに対する回答)

第11 部局長は、再苦情申立てを行った者に対し、入札監視委員会の審議を踏まえ、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、書面により回答するものとする。

2 前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

一 再苦情申立てが認められなかった場合にあっては、その旨及び理由

二 再苦情申立てが認められた場合にあっては、その旨及びこれに伴い部局長が講じようとしている措置の概要

(再苦情申立ての却下)

第12 部局長は、第9第2項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格

を欠くと認められるときは、書面によりその申立てを却下することができるものとする。

(再苦情処理結果の公表)

第13 部局長は、第11第1項の回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を速やかに公表するものとする。

#### 附 則

1 この通知は、平成18年4月1日以降に行う指名停止及び警告等から適用する。

(入札監視委員会の運営についての一部改正)

2 「入札監視委員会の運営について」(「入札監視委員会の設置及び運営について」(平成13年3月30日付け国官会第1431号、国官地第27号の別紙)の一部を次のように改正する。

第3の1(1)中「再苦情の申立ては」の次に「、①から⑦までについては」を、「行政機関の休日(以下「休日」という。)を含まない。)に」の次に「、⑧については、指名停止等に係る苦情処理手続要領(平成18年3月31日付け国地契第150号)第9第2項の申立期間内に」を加え、「工事希望型指名競争入札方式」を「工事希望型競争入札方式」に改め、⑦の次に⑧として次のように加える。

#### ⑧ 指名停止等措置

指名停止等措置に係る苦情処理手続要領(平成18年3月31日付け国地契第150号)第5第1項の規定による回答又は第6の規定による却下に不服がある者

別記様式6の2を次のように改める。

2 再苦情申立ての対象となる工事等の件名〔又は指名停止等措置〕

工事名 ○○○○○○工事

〔平成○年○月○日付け国○契第○号による指名停止措置〕

(入札監視委員会標準規則の一部改正)

3 入札監視委員会標準規則(「入札監視委員会の設置及び運営について」の別添)の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

三 次に掲げる事項に係る再苦情処理について審議を行い、報告を行うこと。

イ 入札・契約手続(政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものに係るものを除く。)

ロ 指名停止又は警告若しくは注意の喚起

○入札監視委員会の運営について

(「入札監視委員会の設置及び運営について」平成13年3月30日付け国官会第1431号、国官地第27号の別紙) 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 再苦情の処理</p> <p>1 再苦情の申し立て</p> <p>(1) 再苦情の申し立てができる旨の教示</p> <p>地方整備局長、副局長、次長又は事務所長（以下「地方整備局長等」という。）は、次に掲げる者に係る苦情の処理を行う場合に、再苦情の申し立てができる旨を相手方に対して教示しなければならないこと。</p> <p>再苦情の申し立ては、①から⑦までについては、苦情の処理の回答が行われてから7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）に、⑧については、指名停止等に係る苦情処理手続要領（平成18年3月31日付け国地契第150号）第9第2項の申立期間内に、地方整備局長に対して、書面（以下「再苦情申立書」という。別添別記様式6）により行わなければならない旨を明示すること。</p> <p>① 一般競争入札方式（政府調達に関する協定適用対象工事に係るものを除く。）</p> <p>競争参加資格の確認申請を行った者のうち、地方整備局長等により競争参加資格がないと認められた理由の説明を受けた者で、当該理由について不服がある者</p> <p>② 公募型指名競争入札方式</p> <p>技術資料を提出した者のうち、地方整備局長等による非指名理由の通知を受理した者で、当該非指名理由に対して不服がある者</p> <p>③ 工事希望型競争入札方式</p> <p>イ 技術資料を提出した者のうち、地方整備局長等による非指名理由の通知を受理した者で、当該非指名理由に対して不服がある者</p> <p>ロ 当該入札の行われる地方整備局において当該入札と同一の工事種別に登録がある有資格業者のうち、当該工事の技術資料の提出を求められなかったことに対して不服がある者</p> <p>④ 総合評価落札方式における非落札者のうち落札者の決定結果に対して不服がある者</p> <p>⑤ 標準プロポーザル方式</p> <p>イ 技術提案書を提出した者のうち、地方整備局長等による非特定理由に対して不服がある者</p> <p>ロ 当該発注の行われる地方整備局において当該発注と同一の業種区分に登録がある有資格業者のうち当該建設コンサルタント業務等の技術提案書の提出を求められなかったことに対して不服がある者</p> <p>⑥ 通常指名競争入札方式（工事）及び通常指名競争入札方式（建設コンサルタント業務等）（以下「通常指名競争入札方式」という。）</p> <p>当該入札の行われる地方整備局において当該入札と同一の工事種別</p>	<p>第1 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 再苦情の処理</p> <p>1 再苦情の申し立て</p> <p>(1) 再苦情の申し立てができる旨の教示</p> <p>地方整備局長、副局長、次長又は事務所長（以下「地方整備局長等」という。）は、次に掲げる者に係る苦情の処理を行う場合に、再苦情の申し立てができる旨を相手方に対して教示しなければならないこと。</p> <p>再苦情の申し立ては、苦情の処理の回答が行われてから7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）に、地方整備局長に対して、書面（以下「再苦情申立書」という。別添別記様式6）により行わなければならない旨を明示すること。</p> <p>① 一般競争入札方式（政府調達に関する協定適用対象工事に係るものを除く。）</p> <p>競争参加資格の確認申請を行った者のうち、地方整備局長等により競争参加資格がないと認められた理由の説明を受けた者で、当該理由について不服がある者</p> <p>② 公募型指名競争入札方式</p> <p>技術資料を提出した者のうち、地方整備局長等による非指名理由の通知を受理した者で、当該非指名理由に対して不服がある者</p> <p>③ 工事希望型指名競争入札方式</p> <p>イ 技術資料を提出した者のうち、地方整備局長等による非指名理由の通知を受理した者で、当該非指名理由に対して不服がある者</p> <p>ロ 当該入札の行われる地方整備局において当該入札と同一の工事種別に登録がある有資格業者のうち、当該工事の技術資料の提出を求められなかったことに対して不服がある者</p> <p>④ 総合評価落札方式における非落札者のうち落札者の決定結果に対して不服がある者</p> <p>⑤ 標準プロポーザル方式</p> <p>イ 技術提案書を提出した者のうち、地方整備局長等による非特定理由に対して不服がある者</p> <p>ロ 当該発注の行われる地方整備局において当該発注と同一の業種区分に登録がある有資格業者のうち当該建設コンサルタント業務等の技術提案書の提出を求められなかったことに対して不服がある者</p> <p>⑥ 通常指名競争入札方式（工事）及び通常指名競争入札方式（建設コンサルタント業務等）（以下「通常指名競争入札方式」という。）</p> <p>当該入札の行われる地方整備局において当該入札と同一の工事種別</p>

又は業種区分に登録がある有資格業者のうち、当該通常指名競争に参加する者として指名されなかったことに対して不服がある者

⑦ 随意契約方式

当該契約と同一の工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の建設工事の種類について建設業の許可を有する者（建設業法第3条第1項に規定する「許可」を受けている者をいう。）又は当該契約と同一の業種区分の有資格業者で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者

⑧ 指名停止等措置

指名停止等措置に係る苦情処理手続要領（平成18年3月31日付け国地契第150号）第5第1項の規定による回答又は第6の規定による却下に不服がある者

第4～第6 （略）

別記様式6

再苦情申立書	
平成〇年〇月〇日	
〇〇地方整備局長 殿	
1	再苦情申立者の住所氏名 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 商号又は名称 〇〇〇〇〇 代表者氏名 〇〇〇〇〇
2	<u>再苦情申立ての対象となる工事等の件名〔又は指名停止等措置〕</u> <u>工事名 〇〇〇〇〇〇工事</u> <u>〔平成〇年〇月〇日付け国〇契第〇号による指名停止措置〕</u>
3	不服のある事項
4	3の主張の根拠となる事項

又は業種区分に登録がある有資格業者のうち、当該通常指名競争に参加する者として指名されなかったことに対して不服がある者

⑦ 随意契約方式

当該契約と同一の工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の建設工事の種類について建設業の許可を有する者（建設業法第3条第1項に規定する「許可」を受けている者をいう。）又は当該契約と同一の業種区分の有資格業者で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者

第4～第6 （略）

別記様式6

再苦情申立書	
平成〇年〇月〇日	
〇〇地方整備局長 殿	
1	再苦情申立者の住所氏名 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 商号又は名称 〇〇〇〇〇 代表者氏名 〇〇〇〇〇
2	<u>再苦情申立ての対象となる工事等名</u> <u>工事名 〇〇〇〇〇〇工事</u>
3	不服のある事項
4	3の主張の根拠となる事項

○入札監視委員会標準規則

(「入札監視委員会の設置及び運営について」平成13年3月30日付け国官会第1431号、国官地第27号の別添) 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(委員会の事務)</p> <p>第2条 委員会は、地方整備局長の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。</p> <p>一 地方整備局が発注した工事及び建設コンサルタント業務等に関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けること。</p> <p>二 地方整備局が発注した工事及び建設コンサルタント業務等のうち委員会が抽出したものに關し、一般競争入札方式参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札方式に係る指名の理由及び経緯等についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。</p> <p>三 <u>次に掲げる事項に係る再苦情処理について審議を行い、報告を行うこと。</u></p> <p>イ <u>入札・契約手続(政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものに係るものを除く。)</u></p> <p>ロ <u>指名停止又は警告若しくは注意の喚起</u></p>	<p>(委員会の事務)</p> <p>第2条 委員会は、地方整備局長の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。</p> <p>一 地方整備局が発注した工事及び建設コンサルタント業務等に関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けること。</p> <p>二 地方整備局が発注した工事及び建設コンサルタント業務等のうち委員会が抽出したものに關し、一般競争入札方式参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札方式に係る指名の理由及び経緯等についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。</p> <p>三 <u>一般競争入札方式(政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)適用対象工事に係るものを除く。)、公募型、工事希望型及び通常指名競争入札並びに標準プロポーザル並びに随意契約方式における入札・契約手続に係る再苦情処理を行うこと。</u></p>